

公の施設の点検結果

点検実施

令和4年10月

1 施設の概要

① 施設名称	旭西排水センタースポーツ広場	
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 競技場（野球場、テニスコート等）	
③ 担当課名	下水道施設管理課（西部）	
④ 開設年月日	昭和54年3月1日	
⑤ 所在地	岡山市北区七日市西町6番10号	
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	
	構造/延床面積(m ²)	
	建設費(単位:千円)	
	施設内容	テニスコート 4面: 3, 800m ² 更衣室 2室: 男子更衣室15m ² 、女子更衣室11m ² トイレ 2室: 男子トイレ15m ² 、女子トイレ19m ² 洗面所 2室: 男子洗面所11m ² 、女子洗面所11m ²

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	[法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市下水道スポーツ広場条例
③ 条例に規定された設置目的	下水道関連施設を有効に活用することによって、市民にスポーツ及びレクリエーション活動の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、岡山市下水道スポーツ広場(以下「スポーツ広場」という。)を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・安価な使用料でスポーツを楽しみ、また健康増進を図る。 ・下水道関連施設への親近感の増進 市民に施設に来てもらうことにより、下水道処理施設を身近に感じてもらい、マイナスイメージを払拭し、公衆衛生の向上や、公共用水域の水質保全に寄与していることを認識してもらう。 ・近隣の小学校のスポーツ活動を行う場としても利用されている。
⑤ 設置目的の達成状況	施設利用者数は、コロナ禍の影響により、減少傾向であるが、下水道関連施設への親近感の増進等は概ね達成できている。

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	直営
② 開館日	年中無休

③ 開館時間		<ul style="list-style-type: none"> ・ 5月～8月 午前6時～午後9時 ・ 3月・4月・9月・10月 午前7時～午後9時 ・ 11月～2月 午前8時～午後9時 			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数			
	令和元年度	18,679人			
	令和2年度	13,682人			
	令和3年度	11,224人			
⑤ 主な利用者		市民(団体含)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)					

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	3,000	2,166	2,745	2,637	
	行政財産目的外使用料	0	0	0	0	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		3,000	2,166	2,745	2,637	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	0	0	0	0
		事務費等	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	5,091	1,028	177	0
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	5,091	1,028	177	0
	支出合計		5,091	1,028	177	0
収支差額		-2,091	1,138	2,568	2,637	

(備考)テニスコートの電気料金・水道料金については、排水センター全体の光熱水費に含まれるので、按分は不可

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和4年度 〔予算〕	令和3年度 〔決算〕	令和2年度 〔決算〕	平均	
収入	利用料金					
	指定管理料					
	補助金等					
	自主事業収入					
	その他(雑入等)					
収入合計						
支出	管理運営費	人件費				
		施設維持管理経費				
		事務費等				
	小計					
	事業費					
その他						
支出合計						
収支差額						

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	済み
	耐震工事	未了
	未了の場合の工事予定時期	未定
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

6 今後の方針

① 施設必要性の有無及びその理由	必要性あり ・下水道関連施設への親近感の増進 市民に施設に来てもらうことにより、下水道処理施設を身近に感じてもらい、マイナスイメージを払拭し、公衆衛生の向上や、公共用水域の水質保全に寄与していることを認識してもらうため。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	直営 ⑥民間活用によるメリットが見込まれない。 ・下水道施設に付帯した施設であり、保守点検・修繕等は下水道施設運営の本来業務と一体となっているため。 ・受付・監視カメラが当事務所内にあり、利用状況が常に監視でき、スムーズに受け付けができ利便性が高く市民ニーズを満たしているため。
③ 指定管理者とする場合の選定方法	
非公募の場合	非公募とする理由
	根拠規定
	指定管理者の候補者名
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (指定管理期間： 年)